

保険料の納付は口座振替でも！

現在、年金から引去りされている「長寿医療制度の保険料」及び「国民健康保険税（加入者が65歳～74歳のみの世帯）（以下、「保険料」）」は、今まで一定の条件に該当しなければ口座振替による納付ができませんでしたが、新年度からはご本人の希望により口座振替に変更できるようになりました。

口座振替への変更手続き

【口座振替のできる金融機関】

- ・北海道銀行
- ・留萌信用金庫
- ・ゆうちょ銀行（郵便局）

【振替のできる口座】

納入義務者（被保険者）本人の名義でなくても構いませんが、確実に納められる口座

【手続きに必要なもの】

保険証、口座振替をする通帳とその届出印

【手続きの場所】

- ・長寿医療制度 役場福祉課 国保医療年金係
※役場で手続後、金融機関への届出も必要です
- ・国民健康保険 口座振替をする金融機関

変更手続きは1月中に

新年度当初から口座振替を希望される場合は、1月30日までに変更の手続きをお願いします。平成21年4月分の年金からの引去りが停止され、7月から口座振替による納付が始まります。

※年間の保険料は変わりませんが、納付回数や1回あたりの納付額が変わることがあります。（下図参照）

なお、変更手続きは2月以降も随時受け付けていますが、年金引去りから口座振替に変更される時期は、変更手続きの時期によって異なります。

※口座振替に変更後、残高不足等により滞納が続いた場合は年金引去りに戻ることがあります。



【図：納付回数と1回あたりの納付額の比較】

年金引去り

年6回の年金支給月に引去り。
年間の保険料が72,000円の場合、
1回の納付額は12,000円。

第1期(4月)
第2期(6月)
第3期(8月)
第4期(10月)
第5期(12月)
第6期(2月)

口座振替

7月～翌年2月の年8回で振替。
年間の保険料が72,000円の場合、
1回の納付額は9,000円。

第1期(7月)
第2期(8月)
第3期(9月)
第4期(10月)
第5期(11月)
第6期(12月)
第7期(1月)
第8期(2月)

保険料は税控除の対象です

保険料は所得税や住民税の社会保険料控除の対象になります。

納付方法が年金引去りの方は本人の、口座振替の方は振替をする口座の名義人の控除対象となります。

【参考】

- ・納入義務者（被保険者）本人の口座から振替える場合 → 本人の控除対象
- ・納入義務者の配偶者名義の口座から振替える場合 → 配偶者の控除対象